

船橋市高齢者住み替え支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住している高齢者が、身体的、経済的な理由等により、住環境を改善するため、予算の範囲内において、市内の賃貸住宅に住み替える場合に助成を行い、高齢者が可能な限り自立して住み続けられるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第3項に規定する賃貸住宅及びUR賃貸住宅をいう。ただし、社宅、従業員寮その他企業の福利厚生を目的とする住宅、第5条の規定による申請を行う者及びその同居する者の2親等以内の親族が所有する住宅、老人福祉法（昭和38年法律第133号）で規定する有料老人ホームに該当する場合を除く。
- (2) UR賃貸住宅 独立行政法人都市再生機構が整備する賃貸住宅をいう。
- (3) 持家 自らが所有し、居住している住宅をいう。
- (4) 給与住宅 福利厚生目的あるいは業務上、労働管理の目的のために、会社や官公庁などが、その従業員、職員を居住させる住宅をいう。
- (5) 高齢者世帯 同一住居に居住する者の全員が満65歳以上の者で構成される世帯をいう。
- (5) 転居日 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条に規定する転居をした年月日をいう。
- (6) 住環境の改善 高齢者世帯が、身体的、経済的な理由等により、エレベーターが設置されている賃貸住宅又は賃貸住宅の1階に転居することをいう。
- (7) 引越しに要した費用 引越業者1社に支払う1回分の費用で、運送費、荷造りや荷解き等のサービス費等をいう。

(対象者)

第3条 この要綱による助成の対象となる者は、高齢者世帯の構成員であって、次に掲げる要件を全て備えたものとする。ただし、市長が必要だと認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に1年以上住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市内の賃貸住宅への転居であること。
- (3) 第5条の規定による申請を行う者又はその同居する者が自ら転居先の賃貸住宅の所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払い、居住用として当該賃貸住宅を使用すること。
- (4) 転居後の住所を、住民基本台帳に登録すること。

- (5) 住環境の改善のため、転居する世帯であること。
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯でないこと。
- (7) 市税及び家賃等を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 同一住戸に入居する世帯の収入が、船橋市市営住宅条例（平成9年条例第11号）第6条第1項第3号のアに規定する金額以下であること。
- (10) 立退き料を受領していないこと。
- (11) 転居先が次に掲げる賃貸住宅であること。
 - イ エレベーターが設置されている賃貸住宅又は賃貸住宅の1階
 - ロ 昭和56年6月1日以降に工事に着手した住宅であること。ただし、昭和56年5月31日以前に工事に着手された住宅であっても、新耐震基準等を満たしていると認められる場合にあつてはこの限りでない。
- (12) この要綱に基づく助成を過去に受けたことがないこと。
- (13) 助成の対象となる費用について国、県、市等の他の補助金等の交付を受けたことがないこと。

（助成金の額）

第4条 助成金は、転居に係る費用のうち、仲介手数料（家賃の0.5月分に消費税を加えた額を限度とする。）及び礼金並びに引越しに要した費用（消費税を含む。）の半額を対象費用とし、その合計額（15万円を限度とし、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を助成する。

（助成金の申請）

第5条 申請者は、転居日から3月以内に船橋市高齢者住み替え支援助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 同一住居に居住する者全員の課税（非課税）証明書
- (2) 市税納付確認書
- (3) 転居先が民間賃貸住宅の場合、転居後の賃貸借契約書の写し及び重要事項説明書の写し
- (4) 転居先がUR賃貸住宅の場合、転居後の賃貸借契約書の写し
- (5) 仲介手数料、礼金、引越費用の領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（助成金の可否決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、船橋市高齢者住み替え支援助成可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正な手段によって助成金の交付決定を受けたと認める場合その他相当の理由があると認める場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、船橋市高齢者住み替え支援助成決定取消通知書（第3号様式）により、交付決定者に通知する。

3 市長は第1項の規定により助成金の返還を求めるときは、船橋市高齢者住み替え支援助成金返還請求書（第4号様式）により交付決定者に請求するものとする。

（関係書類の整備）

第9条 申請者は、高齢者住み替え支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しておかなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。